

第2章 安全衛生管理体制

化学工業では危険性・有害性のある化学物質を大規模な設備で取り扱っているため、化学会社は、設備の保守・メンテナンスを協力会社に依頼して行うことが多い。この場合、日常的な保全作業においては化学会社が構内常駐の協力会社と連絡調整を図りつつ行い、大規模な定期修理(SDM)においては外部の建設業者等に発注して行っていることが多い。

そのため日常保全作業では、化学会社は発注者および元方事業者として、また協力会社は関係請負人として、それぞれの安全衛生管理体制を確立し、情報の提供や作業間の連絡調整等を通して工場内規程等を遵守し、爆発・火災や有害物の接触(中毒)等による事故や労働災害の防止を図らなければならない。

また、定期的に行われる大規模修理工事(Shutdown Maintenance)で、仕事の全部を総合建設業者(ゼネコン)等に発注し、自らはその仕事を行わないもの(以下「SDM」という。)は、独立した建設工事として、化学会社は発注者となり、ゼネコン等が特定元方事業者として総合的な安全衛生管理を行う必要がある(ただし、SDMの前後作業においては、化学会社は元方事業者となる)。

このため、日常保全とSDMの場合における安全衛生管理体制については労働安全衛生法の適用も異なり、事業場ごとに構築した安全衛生管理体制を元に、各事業者間の連絡調整という横断的な体制を構築していくことになる。

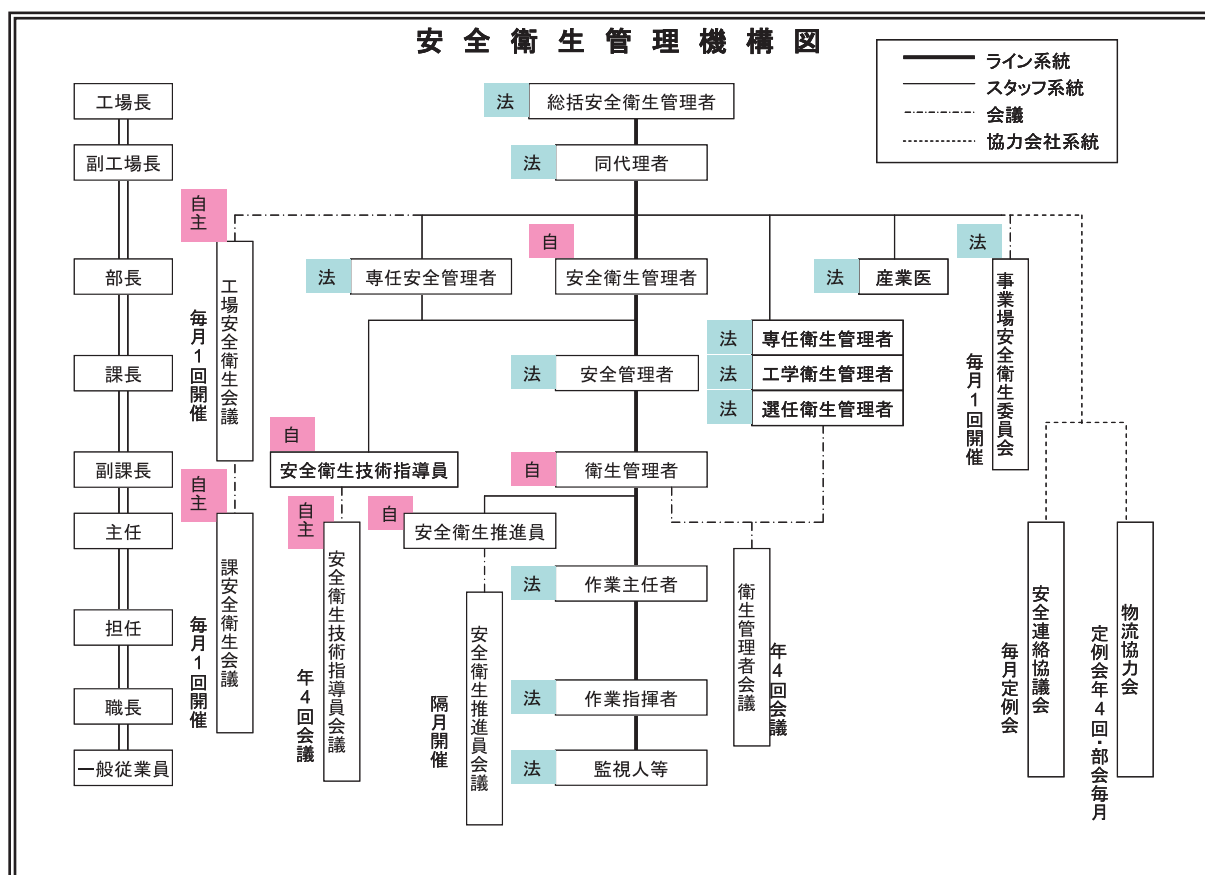


図2. 1 化学会社の安全衛生管理体制の例

2. 1 事業場ごと、及び事業者間の安全衛生管理体制

2. 1. 1 各事業者内の個別縦割りの安全衛生管理体制

図2. 1に化学会社の安全衛生管理体制を例示しているが、この体制は安衛法第10～14条において、労働者数の規模に応じ事業場ごとに雇用する労働者の安全衛生管理のために定められたものを基本としている。協力会社においても同様であり、それぞれが自社内の安全衛生管理を確立しておく必要がある。

2. 1. 2 各事業者間の横断的な安全衛生管理体制

化学会社の事業所構内の各製造プラント毎に区分された領域（BL内：inside Battery Limit）において、化学会社や各協力会社の指揮下での上下作業や近接作業等の場合は、危険が他に及ぶ可能性があるなど安全上相互に関連して、各事業者間横断での連絡調整等を統括管理する安全衛生管理体制が必要となる。

(1) 日常保全等の安全衛生管理体制

日常保全作業及びSDMの前後作業（具体的には図2. 8参照）においては、化学会社は元方事業者として、総合的な安全衛生管理体制を確立し、作業間の連絡調整等について統括管理する体制を敷くことが必要となった。（安衛法第30条の2）

元方事業者は、「製造業元方指針」（参考資料3）に基づき、総合的な安全衛生管理体制を確立するため、元方事業者の事業場全体の労働者の数（元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者を合わせた労働者数）が常時50人以上である場合は、作業間の連絡調整等を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させることとなる。この他、同指針に基づき、元方事業者及び関係請負人が実施すべき事項は以下のとおりである（詳細については本章、第5章から第8章を参照）。

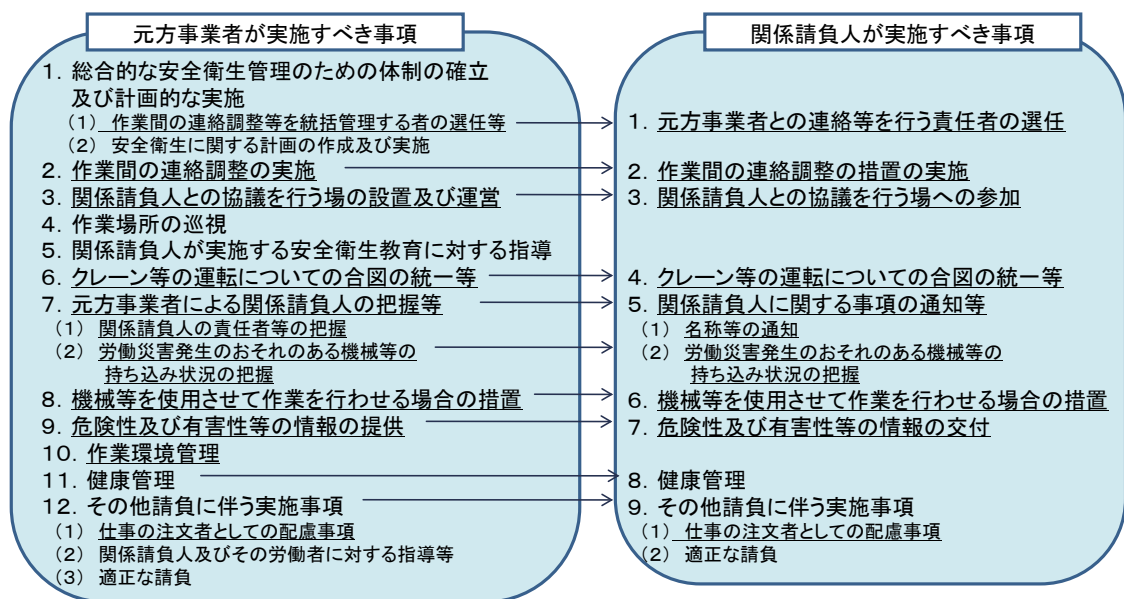


図2. 2 元方事業者および関係請負人が実施すべき事項